

平成27年度事業報告

一般財団法人 自治体衛星通信機構

当機構は、平成2年2月19日に設立され、翌平成3年12月から地域衛星通信ネットワークの運用を開始し、以来、その目的を達成するため適正な管理運用を行っている。

平成15年4月からは第二世代システムの運用を開始し、平成19年度には、映像デジタル化による映像伝送の多チャンネル化の実現、平成25年度には、ヘリサット映像伝送サービスを開始するなど、衛星通信サービスの拡充に努めてきたところである。また、平成22年度からは、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）に係る衛星通信の利用に際して、回線の提供等その支援を行っている。

平成27年度は、5月の鹿児島県口永良部島噴火及び9月の関東・東北豪雨等による災害が発生したが、このような災害が発生した際に、国及び地方公共団体に地域衛星通信ネットワークのチャンネルを提供し、情報の迅速な収集伝達に協力して取り組んだところである。

平成27年度末現在、地域衛星通信ネットワークの第二世代システムは36都府県で構築され、地球局の数は3,199となっており、47都道府県全と全国の市町村の約80%、消防本部の約60%をカバーし、映像の受発信やデータ通信、一斉指令及び衛星電話などの機能を持つ世界にも類例のないネットワークとなっている。

平成23年3月11日の東日本大震災においては、地域衛星通信ネットワークが震災直後から唯一の通信手段として活用され、改めて、その耐災害性及び重要性が実証されたところである。しかしながら一方で、近年、高速大容量の地上系情報通信網が加速度的に整備されたほか、地方公共団体の厳しい財政状況や市町村合併の進展等により、地域衛星通信ネットワークの地球局の数は減少傾向にある。

このような中、当機構は平成26年4月に一般財団法人に移行したが、当機

構の経営全般に関する事項を包括的に検討・推進するため、同年7月に、理事長を本部長とする「一般財団法人自治体衛星通信機構経営本部」を設置し、経営上の諸課題についての検討を行った。同年10月には、地域衛星通信ネットワークの整備・運用のあり方等について、幅広い視点から検討を行い、今後の経営に資するため、外部有識者で構成する「一般財団法人自治体衛星通信機構有識者会議」を発足し、平成27年度は短期的及び中長期的に検討を行うべき課題の抽出を行うとともに、関係府省に対し要望活動を行った。

1 ネットワークの円滑な運営

(1) ネットワークの安定的な運用

平成25年度から3か年事業として進めてきた山口及び美唄管制局設備更新事業については、回線接続制御装置や無線共通設備など大半の設備を更新し、平成27年12月から新設備による運用を開始した。今後とも、ネットワークの安定的な運用を図ることとしている。

(2) ネットワークセキュリティ対策の強化

山口及び美唄管制局設備に係るセキュリティの維持・管理及び対策強化に努めるとともに、既に第二世代システムを構築した33都府県及び7消防等に対して、セキュリティ診断システムによる定期診断を実施した。また、その他の団体に対し、第二世代設備を整備する場合のセキュリティ対策に係る情報提供を行った。

(3) 地球局免許の更新等

当機構は、平成18年4月から地球局免許人となって、電波法関連手続の簡略化、及び地球局免許の一元的管理を行い、地方公共団体における免許関係経費の節減を図っている。平成27年度は、地球局の免許期間が満了となった約140局の地球局及び4件の包括免許局の再免許を受けた。また、総務省の通達に基づく免許状記載の変更、定期検査の簡略化に対応した。

そのほか、電気通信事業法の改正を踏まえ、当機構の電気通信主任技術

者に講習を受けさせた。

2 第二世代システムの普及促進

(1) 都道府県の地球局設備の第二世代化の促進

地域衛星通信ネットワークの中核となる都道府県の地球局については、既に更新時期を過ぎているシステムもあること及び東日本大震災を教訓とした南海トラフ巨大地震や首都直下地震等を想定した対応の必要性等から、第二世代化を促進した。その結果、平成27年度には4県で第二世代システムが導入された。

第二世代化を計画している団体に対しては、情報の提供及び技術支援等を行った。

(2) 機能スリム化V S A Tの普及

いわゆる機能スリム化V S A Tについては、本年度もその普及を通して第二世代化の促進を図った。

その結果、平成27年度には2県で71局の機能スリム化V S A Tが導入された。

(3) 市町村などにおける地球局の維持強化

平成23年3月の東日本大震災において、地域衛星通信ネットワークが国・県と市町村の間の唯一の通信手段として活用され、その重要性等が実証されたところであり、市町村などの地球局の運営について、助言等を行った。

3 衛星通信サービスの充実強化

(1) 利便性の向上

個別通信やヘリサット映像伝送などの衛星通信サービスについては、引き続きパケット型データ伝送等の一部を除き、無料で提供した。

平成27年度も第二世代化を計画中の団体等の要望に応じて、I P映像中継サービスを提供した。

また、地方公共団体に有意義な全国知事会議、国の各種会議等について、地方公共団体の業務に役立つ各種映像をデジタル映像伝送サービスを用いて、全国に積極的に配信するなど映像発信の一層の充実に努めた。あわせて、機構ホームページの自治チャンネル・消防チャンネルにおいても速やかにオンデマンド配信を実施するなど、映像コンテンツの有効活用に努めた。

そのほか、経営本部において、次期映像伝送方式、東京局の更新及び後継衛星の利用のあり方等について検討を行った。

(2) 広報・啓発活動の強化

大規模災害時における地域衛星通信ネットワークの重要性が実証されたことを踏まえ、地方公共団体との認識の共有と一層の連携を図るため、従前の「担当者連絡会議」を「担当課長会議」に格上げして平成27年5月に開催した。また、衛星電話番号簿等の発行を行うとともに、情報発信力の強化を図るため、広報誌（ラスコムニュース）及びホームページの改訂を行うなど、広く一般に衛星通信サービスの利便性等の情報について、その周知の強化に努めた。

(3) ネットワークの充実強化に向けた検討及び活動

「経営本部」及び「有識者会議」において、地域衛星通信ネットワークによる新たなサービスの展開や既存サービスの見直し等について、短期的及び中・長期的な視点から検討を行うべき課題を抽出した。

これらの課題について、出損・利用主体の立場で検討を行うため、平成27年5月の「地域衛星通信ネットワーク担当課長会議」において、都道府県知事等に対し、理事長名で「地域衛星通信ネットワーク担当課長会」の設置に係る協力要請を行った。

また、同年7月には、関係省庁に対し、地方公共団体による衛星系システムの整備・運用に係る国としての指針の明確化や、市町村局を始めとした地球局の整備に対する財政支援の充実に主眼とする要望活動を行った。